

一般質問

令和元年 第 4回 沖縄県議会（定例会）

第 6号 7月 1日

赤嶺 昇

(6)の座間味浄水場についてなんですが、浄水場の建設に際して国の方針で、津波対策として高台への設置が明確に示されているんですね。この件について県の見解をお聞かせください。

企業局長（金城 武）

お答えをいたします。

厚生労働省が策定をしました水道の耐震化計画と策定指針によりますと、浄水場の更新を行う場合は、原則として想定津波浸水地域外の高所を選定するとされております。この指針によりますと原則は高所でございますが、座間味島につきましては土地上制約等の現地の状況も踏まえて、高台と低地の両方から候補地を抽出し、その中から実現性の高い現阿真ビーチ隣接地をこれまで選定したところであります。

現在はその後、津波被害を受けない高台への変更を求める住民の意見等もございまして、再検討を行うこととしているところでございます。

座間味浄水場について、企業局のほうは何度も現地で説明会をしております。そこで、説明会に参加した方が発言及び資料を配布したために、ある企業や代理人弁護士から4回にわたって謝罪を求める内容証明が届いていて、大変心配をしているんですね。県の企業局も説明をしたがために、こういうことが起きているということは、非常に残念だなと思っています。この件については土木環境委員会でしっかりとまた議論して、皆さんはいろいろ調査をしたと、この件について。調査の報告書もらったんですけども、その内容証明を送った側とそれを受けた側に調査をしたのかと確認をしたら、それはしていないと。村役場に聞いていると。そういうことが調査の体をなしていないと、私は思いますけれどもいかがですか。

企業局長（金城 武）

土木環境委員の皆様には説明した資料、御指摘のとおり村と県の南部農林事務所から聞き取りをして作成をしております。今後は双方の当事者から聞き取りを行った上で、しっかりと丁寧に作成をしていきたいというふうに考えております。